

奨学のための給付金制度における家計急変のチェックフロー

今年度の奨学のための給付金の対象となっていますか？

はい

非課税世帯として既に給付金を申請していたり、対象として認定されている場合は、家計急変の対象になりません。

いいえ

保護者等の家計が急変した理由は、突然のリストラや、傷病等によって入院等したことによる離職や減収など、本人の意思にかかわらず起こってしまったものですか？

いいえ

自己都合による離職や、離婚によるものなどは、家計急変の対象になりません。

はい

給付金制度は、県・市町村民税の所得割額が非課税であることが要件となっているため、課税される程度の収入が見込まれる場合は、家計急変の対象になりません。

いいえ

急変した月から1年間の収入見込額の計算結果による道府県民税と市町村民税の所得割額の合算額が非課税となる収入額に相当するものか。

はい

家計急変した結果、県・市町村民税の所得割額が非課税相当となる程度の収入とすることが見込まれる場合は、当制度の対象となる可能性がありますので、私立学校か、青森県総務学事課までお問い合わせください。